

様式 1

事業報告書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 かいせいクリニック
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島市中区鉄砲町5番7号広島偕成ビル7階
- (3) 設立認可年月日 平成19年2月16日
- (4) 設立登記年月日 平成19年2月22日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	かいせい クリニック	広島市中区鉄砲町5番7号 広島偕成ビル7階	0床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務) 無し
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務) 無し
- (4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和4年5月30日 決算承認

令和5年3月31日 事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 かいせいクリニック
 所在地 広島市中区鉄砲町 5 番 7 号広島借成ビル 7 階

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和 5 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	140,816 千円
2. 負 債 額	86,149 千円
3. 純 資 産 額	54,666 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	31,748
B 固 定 資 産	109,067
C 資 産 合 計 (A+B)	140,816
D 負 債 合 計	86,149
E 純 資 産 (C-D)	54,666

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借)
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借)

様式 3-2

法人名 医療法人 かいせいクリニック

※医療法人整理番号

所在地 広島市中区鉄砲町5番7号広島借成ビル7階

貸 借 対 照 表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	31,748	I 流動負債	36,924
II 固定資産	109,067	II 固定負債	49,225
1 有形固定資産	13,520	負債合計	86,149
2 無形固定資産	414	純資産の部	
3 その他の資産	95,133	科 目	金 額
		I 出 資 金	9,400
		II 積 立 金	45,266
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	54,666
資産合計	140,816	負債・純資産合計	140,816

様式 4 - 2

法人名 医療法人 かいせいクリニック

※医療法人整理番号

所在地 広島市中区鉄砲町5番7号広島偕成ビル7階

損 益 計 算 書
(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	152,660
2 事業費用	131,516
本来業務事業利益	21,144
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	21,144
II 事業外収益	558
III 事業外費用	518
経常利益	21,184
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	21,184
法人税等	5,898
当期純利益	15,286

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式6

監事監査報告書

医療法人かいせいクリニック
理事長 海生 英二郎 殿

私は、医療法人かいせいクリニックの令和4年会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、当社団事務所において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月29日

医療法人かいせいクリニック
監事 XXXXXXXXXX